

平成26年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成26年6月13日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 7 議案第26号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第 8 議案第27号 財産の取得について
 - 日程第 9 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 日程第10 議案第29号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 日程第11 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 - 日程第12 発議第 4号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書
 - 日程第13 発議第 5号 「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書
 - 日程第14 発議第 6号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書
 - 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件
 - 日程第16 議員派遣の件
-

○出席議員（9名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	高 村 和 史 君
	5番	小 野 哲 也 君		7番	鹿 又 政 義 君
	8番	佐 藤 晶 君			

○欠席議員（1名）

6番 坂 本 志 郎 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 脇 紀美夫 君 副 町 長 鈴 木 日出男 君

教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君
総 務 課 長	太 田 洋 二 君	税 務 財 政 課 長	高 橋 力 也 君
納 税 担 当 課 長	長 屋 修 二 君	環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君
保 健 福 祉 課 長	対 馬 憲 仁 君	保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君	水 産 商 工 観 光 課 長	堺 昇 司 君
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	田 澤 道 広 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	平 田 充 君
建 設 水 道 課 長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社 会 教 育 課 長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 松 田 伸 哉 君 次 長 丸 山 晃 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成26年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番鹿又政義君及び8番佐藤晶君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月5日、札幌市において開催されました第65回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。本日、羅臼町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には万障繰り合わせ御出席いただきましたことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

開会前に、村山議長に対しまして、北海道町村議会議長会より自治功労表彰の伝達がありました。今日までの村山議長の活躍と貢献が認められたものであり、祝意を表しますとともに、今後とも御活躍をいただきながら御指導賜りますようお願い申し上げます。大変おめでとうございました。

お許しをいただきましたので、水揚げ高の状況につきまして報告申し上げたいと思います。既にお手元に配付してございますけれども、6月11日現在の状況でございますけれども、昨年同期と比較いたしますと、トータルで、取扱高につきましては、960トン減の対前年度比88.6%でございます。金額につきましては、1億2,700万円減の対前年比92.3%でございます。その中にありまして、特に一番上段にありますホッケにつきましては、数量では昨年の15.8%、それから、金額では2億4,000万円減の、昨年比、昨年に比べて22.4%という大きな不漁の状況が続いているわけであります。トータルでは10%前後の減でありますけれども、特にホッケその他の今後の漁に期待をするところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、人口減少問題について、入域料について、小中一貫校についての3点について質問いたします。

まず、1点目の人口減少問題についてですが、日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、国立社会保障・人口問題研究所が昨年発表した将来推計人口、2010年の数値ですが、をもとに、30年後の2040年時点の子どもを産む中心世代の女性、二十歳から39歳の数値を試算した結果を発表しました。それによりますと、現行ベースで地方から都市への人口流出が続けば、子どもを産む中心世代の二十歳から39歳の女性の数が、30

年後の2040年には半減する自治体が、全国で896市町村、道内では147市町村に達するとの試算であります。とりわけ、釧路根室管内13市町村のうち、鶴居村と中標津町を除く11市町村で子どもを産む中心世代の女性の数が、30年後の2040年には50%以上の高い減少率を示しております。本町の子どもを産む中心世代の女性、二十歳から39歳までの数が、2010年の時点では586名でしたが、2040年の30年後は147名に減少すると推計され、白糠町76.5%に続く、減少率が74.9%と、2番目に高い数値を示しております。このまま何も手だてをしなければ、将来的には消滅するおそれが高いとされております。

元総務大臣であり日本創成会議の増田寛也座長は、経済予測はしばしば外れますが、人口予測ほど正確なものはありません。今のままだと人口減少で消滅する可能性があるという事実をきちんと伝えて、データをもとに議論をしてもらう。少子化対策は時間との闘いだ。そのために20代後半の婚姻率を高めるとともに、働く場、子育て対策、教育の環境を整備することが欠かせません。まず、産業政策として、働く場を地域にどれだけつくれるかが重要だと述べておられます。

また、北海道も、地元で女性の雇用が少なく、転出数が転入数を上回っていると分析しております。人口減少の問題は一朝一夕で解決できる問題ではありませんが、羅臼町を消滅させないために、今すぐに真剣に取り組んでいかなければならないと強く思います。この問題と対策について、どのようにお考えでしょうか。

二つ目は、入域料についてです。地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案が議員立法により今国会に提出され、決定される見通しであります。この法案は、地域の自然環境を守るために、自治体が観光客などから入域料を徴収して環境を保全できるようにする法案です。国立公園、また、世界自然遺産・知床を抱えている我が町は、財政が厳しい中、環境保全や整備などに予算が充足しているとは言いがたい状態であります。世界自然遺産・知床の自然資産を健全な姿で後世に残していくためにも、かつ、持続可能な利用を図っていくためにも、観光客や利用者から入域料あるいは協力金をいただき、保全整備に協力していただくべきと考えますが、町長の所見を伺います。

3点目は、小中一貫校について教育長に質問いたします。文部科学省では、学校教育法の改正を検討しており、9年間の義務教育、これまでの小学校6年、中学校3年のいわゆる6・3制に加え、一体的に行う小中一貫校の制度、つまり、4・3・2制あるいは5・4制を導入し、その選択を各自治体に任せるということを検討しております。さらには、文科省のホームページでは、幼稚園も含めた一貫校の考えもあるようです。

本町では既に6・3制による幼小中高一貫教育がなされていますが、改めて、小中一貫校4・3・2制あるいは5・4制などの導入について、また、本町では中学校の新築計画が進行中ですが、小中一貫校が採用された場合、どのような対応をお考えか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員より、3件の御質問をいただきました。

1件目の人口減少問題についての御質問でありますけれども、人口減に関しましては、以前から坂本議員より、平成23年3月定例会から平成25年3月定例会まで、4回にわたって御質問いただき、答弁させていただいておりますので、重複いたしますけれども御理解を賜りたいと存じます。

日本創成会議の人口減少問題検討部会が若年女性の人口に着目し、独自に行った全国1,800市区町村別の2040年人口推計結果が5月8日に公表されました。この公表結果は、地方からの人口流出が続く前提で、2010年から2040年にかけての30年間で、20歳から39歳の若年女性人口が50%以上減少する自治体数が、これまでの推計と比較して大幅に増加し、896自治体で全体の49.8%に上る結果となり、そのうち、人口が1万人未満の市町村が532自治体で全体の29.1%に上り、これらは、このままでは消滅性が高い自治体と公表されております。

羅臼町におきましては、20歳から39歳の若年女性人口が586人から74.9%減少し、147人になる推計で、消滅性が高い自治体の中に含まれており、この結果は今後のまちづくりを進める上で大きな課題として受けとめております。

人口減の問題は、当町のみならず全国的な問題であり、その対策は、どこの自治体も苦慮していると推察しております。人口減少が及ぼす影響は、コミュニティーや経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらします。経済活動の鈍化、税や社会保障における負担増、町内会の活動低下、また、子育て、健全な教育環境をも奪い、次代を担う子どもたちの成長に悪影響を与えることも少なくありません。

人口減対策には、雇用対策、子育て環境の整備などさまざまございますが、基盤となるものは安心して安全に暮らせるまちづくりであり、その基本は、産業の活性化や医療、福祉の向上、そして財政の安定であります。

当町におきましても、医療や財政運営の安定は不可欠であり、事業の選択と集中した中で、子育て環境の整備、定住人口とあわせて交流人口、また、雇用の拡大につながる産業の創出を願い、産業活性化の施策を体系的に維持、推進させていかなければならないと考えております。

北海道でも、道内の人口減少や高齢化について、地域の実情を踏まえ、人口減少、超高齢化社会を見据えた多様な課題を整理し、関連施策のより効果的な推進を図るため、持続可能な地域のあり方や対策の検討を進めているとのことでありますので、北海道からの情報もいただきながら検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2件目は、入域料あるいは協力金の徴収についての御質問であります。マスコミ報道などによりますと、現在、国会提出が検討されている議員御質問の法案は、都道府県や市町

村が土地所有者や学識経験者らとの協議を踏まえて、保全する区域などを定めた地域計画をつくり、その計画に入域料の徴収額や保全事業での用途を具体的に記載した上で、法的に入域料を徴収しようというものだと思います。

一方で、富士山などでは、静岡県や山梨県が登山者から保全協力金を定めている実態がございます。また、羅臼町においても同様の実態がありまして、湯ノ沢町の国設キャンプ場において、清掃協力金という名目で、ごみ収集の費用に充てるために、任意でキャンプ場利用者から料金を徴収しております。これら、任意で徴収している状況につきましても、この法案が成立、施行されると、地域計画に基づいて強制的に徴収することが可能となると言われております。富士山は、登山道を利用者が使用することによる環境の悪化を改善するため、あるいは、羅臼のキャンプ場については、利用することで必ず生じる廃棄物を処理するための料金の徴収となっており、双方とも、その地域を利用する方々による影響と、それを解消するための徴収であり、原因と使用目的がそれぞれ明確になっております。

羅臼町においては、このような利用者による影響とその影響を解消するための使用目的が明確になる例がほかにも存在するとすれば、この法案による入域料の検討が必要になってくると考えております。また、その地域が国立公園、世界遺産地域であれば、両地域を共有する斜里町とも協議や調整が必要となってくると思われますが、国立公園や世界自然遺産における環境保全や整備などは、これまでどおり環境省や林野庁などと協議を行いながら、どの機関がその整備を実施すべきなのかということも含めて検討することになります。

いずれにいたしましても、まずは、このような法案を持ち出すことなく、ごみを投棄しない環境や意識の醸成、地域に応じた利用のルールづくりと、そのルールの啓発が必要であろうと思っております。なお、今後提出される法案でありますので、今国会に提出されて全容が明らかになり、法案が成立した段階で、その内容について十分に精査していきたいと思っております。

3件目の小中一貫校についての御質問は、教育長からお答えがございました。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 高島議員より、小中一貫教育につきまして2点の御質問をいただきました。

1点目は、小中一貫校の導入の考え方についての御質問であります。小中一貫教育につきましては、御指摘のとおり、現在、各地区において構造改革特区の認定を受ける形で、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育が推進されております。これは、小学校から中学校への進学において、新しい教育環境になれるまで力を発揮できにくい子どもや、周囲になじめないで不登校やいじめの要因を生じさせてしまうことなど、いわゆる中1ギャップと言われる生活面における課題の解消を図ることや、授業内容が専門化したりすることなどについて、子どもたちに対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行え

るようになることが期待されて、9年間の継続的な学習指導や生活指導を通じて、子どもたちの豊かな学びと、たくましい成長、発達を支えているものであります。

ただ、基本的なところでは、学習指導要領の枠内で進められる取り組みとなりますので、小学校6年間、中学校3年間の枠組みには変わりませんが、子どもたちの成長と発達という視点では、従前の6・3制の義務教育では個人差が大きくなってきておりますことから、このたびの教育再生実行会議において、子どもたちの発達段階に即した指導ができる制度として、小中一貫校の制度化が提言されたものと受けとめております。

この中にありまして、論点の一つに、幼稚園、小中高校間での、できる限り滑らかな接続ということがありますが、本町におきましては平成19年度より連携型の中高一貫教育を導入し、それをさらに発展させるため、平成24年度より、幼小中高一貫教育研究会として、幼稚園から高等学校に至る子どもたちの成長、発達と学びをつなぐ取り組みを行っております。特に、教育再生実行会議がまとめた提言では、子どもの心身の発達に応じた教育ができるよう、小中一貫教育校を制度化し、小学校6年、中学校3年とするこれまでの区切りを、自治体ごとに弾力的に設定ができるようにすることの大きな狙いは、本町が現在推進しております学びの接続と成長発達を支える取り組みと合致しているものと思うところであります。

幼稚園教育におきましては、小学校入学を意識した幼小連携・スタートカリキュラムを実践して2年目となりました。これは、幼稚園児が小学校に入学後、教師の指導に従わず、授業が成り立たない学級の状態が一定以上継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に至る、いわゆる小1プロブレムと言われる課題の回避に効果的に展開されておりますし、冒頭に申し上げました、小学校から中学校へ進学した際に見られる中1ギャップと言われる課題に対しましては、小中の授業交流や小学校における専科授業を実施するなど、環境の激変になれるための交流事業を行っています。本年度は、小学校6年生の各教科の到達目標と中学校1年生の各教科の授業内容を、子どもたちや保護者を初め、小中学校の教師間においても共有しながら、学びをつなぐため、小学校と中学校の教育指導計画書、いわゆるシラバスの策定に向けて取り組みを進めています。また、高校に入学後、不登校や中途退学などに陥りやすい状況となる、いわゆる高1クライシスと言われる課題につきましても、中学校と高校生の交流授業や共同作業、部活交流などを通じて、未然に防ぐ手だてとして効果的に展開されているところであります。このように、大局的なところでは、教育再生実行会議が目指す方向性と、本町が現在推進している取り組みは、ほぼ同じ方向に進んでいるものと考えています。

2点目の、将来、小中一貫校が採用された場合の対応についてであります。教育制度につきましても、今後、時代との整合性を求めながら、まだまだ変化していくものと考えられます。特に小中一貫校の導入に当たりましては、小中一貫教育を効果的に行うために、教育課程のあり方を初め、学習指導要領の取り扱いや、小学校段階からの教科担任制導入の可否、教員定数や教員免許のあり方など、制度の基本的な方向について見きわめる

ことが重要でありますので、今後、文部科学省や北海道教育委員会などの動向を注視しながら、本町の子どもたちの特性を生かすことができる、望ましい教育推進体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 再質問させていただきます。

まず、人口減少問題について再質問ですが、町長は、この人口減少問題は大きな課題だというふうにお答えいただきまして、私も本当にそのとおりだなと、30年後、本当に我がまちが消滅しないように、今からやっぱり手だてをしていかなければならないなというふうに考えます。

人口減少の原因として考えられるのは、高校進学で町外に出て都市部へ行く、漁業が基幹産業ですから職種が限定される、ほかにやりたいことがあっても雇用の場がない、こういった原因は、我が町だけの問題でなくして、ほかでも起こっている問題だと思うのですね。

この問題を調査した日本創成会議の提言によりますと、経済雇用の格差によって、自分に合った仕事を求め、地方から都市へ流れると。つまり、その地域に自分に合った仕事がない、魅力を感じる仕事がないということで、若者が地方から都市へ流れていくと。これを食いとめるには、そのまちが若者にとって魅力ある地域かどうか、また、魅力ある働き場があるかだと私は思います。言い方を変えれば、若者に魅力のある地域づくりに投資と施策を集中することが重要ではないかなというふうには私は思います。

これから高齢化社会ですから、その関係の雇用の需要はあると思います。新聞によりますと、人口問題研究所評価委員長の原俊彦札幌市立大教授は、高齢化が進むと、社会保障が充実した都市に流入する高齢者がふえ、医療や介護など、付随する就業機会を求めて若者も地方を離れる傾向が強まると分析しております。

私は、本町の基幹産業である漁業と観光を活性化しなければならないと思います。

漁業については、漁協とも協議や連携が必要ですが、例えば栽培漁業をふやして安定した漁業にしていく、6次産業化を成り立たせるためにも、水産物を町内で循環し、加工して商品価値を高められるようにするなどの策が必要かなというふうに思います。また、若者に対し新しい事業を起こす、起業の促進を積極的に働きかけ、手助けをすることも必要だと思います。

また、観光については、企業を誘致することも一つの選択肢ではないかなというふうに思います。現代社会は今、グローバルで多様な社会の中、精神的に大変なストレス社会であります。都会ほどその精神的ストレスは大きく、そういった都会の人々に対し、世界自然遺産・知床の自然環境は、都会にない癒やしの空間があります。

例えばですが、癒やしをさらに進化させるために、我がまちにある海水や海洋深層水を利活用したタラソセラピー、あるいはディープシーセラピー、和訳しますと、海洋療法、

海洋深層水療法の施設があったらいいなというふうに私は思います。タラソセラピーのタラソの語源はギリシャ語ですが、海洋療法と訳されております。海水は体温と同じ35℃前後に温めると母親の胎内の羊水の成分と同じと言われ、母親の胎内に回帰したような感覚で癒やされると言われております。タラソセラピーはフランスが盛んですが、フランスの国内の沿岸には70カ所余りの施設があり、年間250万人が施設を利用するほど一般的に認知された自然療法です。海水、海泥、海草など海の資源を用いて、健康の3要素、運動、栄養、休養、プラス美容と、バランスよく活用しながら体の機能を高める総合的な療法であり、都会のストレスを抱える人々に来てもらって、心身ともに元気を取り戻してもらおうと。我が国には、このタラソセラピーの施設が全国に8カ所ほどあります。北海道にはまだありません。千葉、横浜、蒲郡、志摩、高知、出雲、奄美、沖縄、これらの施設があることによって、タラソセラピーの施設ですが、ホテルやレストランの誘致にもつながってきて、雇用の創出、交流人口の増が見込まれ、若者にとっても魅力ある働き口になるのではないかと思います。

先日、羅臼昆布大使、ウニ大使になっていただいた三國シェフに、ぜひ我がまちにも出店していただきたいと私は思います。タラソセラピーと一流レストランや快適なホテルがコラボレートできれば、さらに魅力的なものになり、交流人口も雇用も拡大する可能性が大だと思います。

人口減少の対策として、適齢期の結婚の薦めや子育て対策、教育の問題などがありますが、私は、まずは最も重要なことは、産業政策として、若者にとって未来のある、かつ、魅力のある働き場を創出、拡大していくことで、人口減少に歯どめをかけることが大事ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、高島議員からいろいろお話ありました。何と云っても、このローカルの話としては、特に羅臼の場合は水産業の安定的な、水産物の水揚げが安定することであろうというふうに思っています。そういう中であって、当然働く場の確保ということも出てくるわけでありまして、あるいは交流人口の拡大という点もそうですけれども、そのほかには、いろいろと、空き家対策であるとか、あるいは、仕事そのものを市町村独自でというよりは、共通した部分を連携して広域連携でやっていくというようなことも出てくるというふうに思います。それらこれら含めて、今、羅臼町だけの問題でなくてという話も先ほどしましたけれども、日本全体の視点からの対応としても、高齢化が進んでいく中であって、生産人口が一方では減っていくということを考えたときに、当然、今後、高齢者あるいは女性の雇用ということを考えていかなければならないだろうというふうに思っています。その雇用といったときに、我がまちにおいては、今言った基幹産業がしっかり安定していなければならないということだというふうに思います。

そういうことも含めながら、国全体としての見方、あるいは北海道内としての見方、あるいは、この地方として羅臼町だけの見方、あるいは、この管内としての見方、いろいろ

この人口減少という部分では、向かおうとしていることは同じですけれども、最終的なゴールは同じですけれども、そこに至るまでの間、いろいろな取り組みの仕方があるのだろうというふうに思っています。

そういう中において、羅臼町が、人口が減っていくということだけに余りマイナスに捉われることなく、人口が仮に減ったとしても、しっかりしたまちづくりのできるような、町民がそこで元気に安心して暮らせるような地域づくり、これが基本的に必要であろうというふうに思っています、今言ったいろいろな提案も含めて、今後、羅臼町として検討していく課題の一つであろうというふうに捉えているところであります。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ検討していただいて、やっぱり町の財政とかいろいろ考えたら、町でいろいろやっていくというのはなかなか難しい問題もあるので、ここの知床という場所に魅力を感じていただくように、例えば企業の誘致とかそういうことをもっと考えていったほうが、より幅ができるのかなというふうに私は思います。何せ基幹産業がちょっと元気を取り戻さないと、なかなか、まちに活力とか力がなくなってきましたから、そこら辺も、やっぱり今、考えどきではないかなと、真剣に考えていかなければならないのではないかなと私は思います。

さっき、私の思いでタラソセラピー、ここには海洋深層水がありますから、ディープシーセラピー、ディープシーセラピーというのは、高知の室戸に1カ所、星野リゾートがやっている施設があるのですね。そういう、今、日本に唯一のディープシーセラピーをやっているところなので、北海道に今のところ何もないので、私は思い切って、そういうことも本当に真剣に検討するべきではないかなというふうに思います。日本ではなかなか、タラソセラピーというのは盛んになってまだ歴史が余りないということもありますけれども、首都圏の千葉とか、そういうところにも何か2件、横浜に1件とかというふうにありますので、首都圏の若い女性たちはそういうところを結構利用していたり、雑誌にも取り上げられたりしているみたいなのですね。ですから、せっかく知床に来てもらうのですから、自然で癒やされ、さらにはそういう施設でリラクゼーションしてもらって、心身ともに健康で都会に帰ってもらうと、そういうことが私は方法として考えていくことあるのではないかなと、そうすると、交流人口が、本当にうまくいくとたくさん来てもらえる、それに伴って、ホテルができたり、レストランができたり、そういう一流どころとまたコラボレーションすれば、さらにたくさん交流人口が、観光客の方々が来てもらえるということで、まずは若者にとって魅力ある雇用の場を提供できるかということが、第1番目にやっぱり考えていかなければならないというふうに、子育てとか、あと、教育の問題というのは、当然、人口減少の対策として出てくる問題ですが、まずは魅力ある雇用の場がここになれば、どんどん人が流出する、今の人口を、5,700人を維持しようというふうに私は、全国的な人口減少傾向から見て無理だとは思いますが、少しでもそ

れに歯どめがかかれば、これはまちづくりにもつながっていくことですし、方策を、このまま何もしないよりは、やっぱりいろいろな施策を考えていくべきかなというふうに私は思います。

我がまちにとって人口がどんどん減っていったら、30年後には2,700人というふうには推計されていますけれども、それでも、そうすると施策がなかなかしにくいという状況もありますし、そういうことで、基幹産業が今後どこまで順調に進むかわかりませんが、いろいろ手を尽くして、本当に我がまちが魅力あるような感じに持っていかなければならないのではないかなというふうに思います。対策を急いで考えていかなければならない問題だというふうに思います。

続きまして、入域料について再質問させていただきます。ことしで知床国立公園50周年を迎え、来年、知床が世界自然遺産に登録されて10年になります。ことしから記念イベントが来年まで続きますが、このことによってさらに知床の知名度が国の内外に広がっていくのを期待する次第でございます。

先ほど、法律では自然遺産とちょっと間違えるのですが、自然資産というふうに国のほうで捉えているのですね、環境省のほうは。ですから、自然は資産なのだと、国も資産というふうに捉えていますので、町にとっても自然資産ですから、財産でありますから、やっぱりこの財産をいかに守っていく、または健全な姿で後世に伝えていくということが、今の我々にとって必要なのではないかなと。それを利用してもらうというのは、それだけ自然に対してストレスかけるわけですから、その持続可能な利用を図っていくためにも、私は利用者から負担していただくと、それは、当然、自然環境保全のために負担していただくということを思います。検討していくということで、先ほど町長からお答えいただきましたけれども、まだ法律が通っているわけではありませんので、私は、法律はもう通るよというふうに、ある筋から聞いていますので、それに期待するわけですが、通ったときには、もう一回しっかり検討して、もちろん観光協会とか、それからいろいろな団体、関係者ありますから、そういうところと協議会をつくって、ぜひ入域料をいただいて、自然環境の保全に協力してもらうようにやっていくべきだなというふうに思います。

先ほど町長言われました、協力金という形で富士山とか取っていますけれども、世界自然遺産のところは、知床入れて4カ所だと思うのですよね、白神山地、富士山……、富士山は違いますね、3カ所ですか、屋久島、これ、全部協力金もらっているみたいで、白神山地は300円、富士山は1,000円、屋久島は保全基金として500円、宮古島は500円、私の調べたところでは、今4カ所で自然に対する協力金を協力してもらっているというふうに、先ほど、キャンプ場も協力金としていただいているということですので、国立公園、例えばの話、ここはルサフィールドハウスから先端部にかけて国立公園になっています、世界自然遺産・知床になっていますので、そこから先は、例えば徴収をお願いするだとか、あと、羅臼湖に入るときもお願いするだとか、いろいろな、そのエリアに

よって、取る方法があるのだと思います。

そういうことで、ぜひ前向きに、トイレの問題とかも、やっぱりもうほとんど、今、観光客の人たちはポットトイレは嫌がるのですね。ですから、水洗とかバイオトイレになれば、さらに環境保全にもつながるのではないかなというふうに思います。そのところで、町長にちょっともう一回答弁お願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） この知床、私、以前から言っているように、自然の恵みの中で我々は生産活動を行い、暮らしをしていると、その自然に恵まれていると、その恵みを大事にするということになってくる、当然、それは、しなければ我々の暮らしに影響してくるわけですから、羅臼町民、特に漁業生産者も含めて、そのことは十分承知しているというふうに私は思っております。その中であって、今言った、いろいろな協力金をもらわなければ、そういういろいろな清掃活動なり、あるいはごみの問題なりを解決できないと、財政的な負担をしてもらうのだということの前に、そうしないようにしなければならないのだというふうに思っています。

先般、ユネスコの全国大会が斜里で行われたときに、羅臼の高校生から羅臼のごみ問題に特化した形でもって、その結果、ごみの問題について提起されました。本当に私ども大人にとって、非常にある意味ではショックなような提案でありました。それだけまだ羅臼の住民も含めて、ごみの不法投棄も含めて、そういうところがあるとすれば、これはゆゆしき問題であるというふうに思っているところでもありますので、今言った協力金の問題、これも一つの、他の地域でやっていますから、それは一つの財政負担を伴うことを少しでも解消するための方法であろうと思いますけれども、例えば屋久島であるとか小笠原であるとか、ここは島でありますから、入島料とかというような形でもって、そういう協力は求めやすいのしょうけれども、この知床の場合は、何をもって、そういう自然の保全の協力金をもらうことができるのかということ是非常に難しいというふうに思っています。この地域に入ってきたことによって、もらうというだけにはいかないだろうというふうに思っています。何を目的に入ってきたのか、どこのエリアに入ってくるのかということでは、非常難しい問題であろうというふうに思っています。ただ、そうはいっても、そういうコストがかかるとすれば、何らかのそういう負担をお願いしなければならないという中で、先ほど言ったように、キャンプ場もお願いしているわけでもありますから、そういう部分的な部分で検討はする必要あると思っていますけれども、全体的には、羅臼町民全体として、ごみのない、不法投棄のないまちをつくっていくということが第一であろうという、これは高校生のそういう提案からも我々大いに反省しなければならないことでもありますし、今後そういう取り組みをしていかなければならないことであろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 入域料、ごみの問題が中心になったということなのですから、ごみの問題もさることながら、やっぱり自然が壊れるということが、どういう状態で壊れるかというのは我々もちょっとわかりませんので、例えば、今、50万人ちょっと、観光客が羅臼に入ってきていただいていますけれども、これがさらにふえることになって、例えばの話、それがもう何倍にもなった場合に、対応がどういうふうになるか、そのときに考えればいいやということなのかもしれませんけれども、やっぱり壊れないように、壊れちゃったらもう終わりですから、壊れないように、その前にちゃんと整備をする、あるいは、自然の番人みたいなような感じで、そういう整備をしていただく人、例えば、自然が壊れていないかということを検査してもらおう人、見回ってもらおう人、そういう人たちも、例えばこういうことに使えるのではないかなというふうには、入域料いただいて、そうやって管理をするということも私はいいのではないかなと。これを長く続けるためには、後世に残す、あと、持続可能な利用を図るためにも、入域料をもっと前向きに考えていくべき、もちろん協議会を通してですが、そういう計画とかいろいろ立ててやるべきだなというふうに思います。

続きまして、教育長から小中一貫校についてのお答えをいただきました。ちょうど2年前になりますか、定例会で小中一貫校について提言させていただいたのですね。そのときには中学校建築計画があって、中学校を1校にする、そのときには、たしか1校も2校も決まっていなかったのだと思いますけれども、施設もさることながら、小中一貫校を一体型で、そのときには、学力についても強化、向上できるということがメリットとしてあったものですから、そういう観点で教育長に提言させていただいたと思います。そのときに教育長が幼小中高一貫教育研究会を発足したとお答えいただきましたので、それ以来ずっと幼小中高一貫教育が始まったのだというふうに、小中一貫校はその研究会で検討することでしたので、もう取り組まれているということで早いなというふうに私は思います。

先ほど、教育実行会議、国の機関だと思うのですが、これと同じ方向で進んでいるというふうに、むしろ我が町のほうが、教育委員会のほうが早く進んでいるのかなというふうに思います。やっぱりいろいろな子どもたちの身体的な問題だとか、学力の問題で、もう6・3制が古いのではないかということが前からありまして、小中一貫校については、私立の小中学校が盛んに東京のほうでは取り入れていまして、そのほうが少子化にも対応できるということで行っていたみたいですが、小中連携一貫教育の効果については、既に、これは文部科学省のホームページからとったのですが、既に取り組みを進めている市町村においては、調査によれば、ほぼ全ての市町村において成果が認められていると、具体例として中学校の不登校出現率の減少、これは先ほど教育長も言われていました中1ギャップの問題だと思います。市町村または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団、違う年齢の集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導

方法改善意欲の高まりなどの意識面の変化といった結果が得られていると。これは、子どもたちもさることながら、先生たちにもすごくいいことになっているというふうに文部科学省では言っているのですね。これについては、私も教育長から、教職員の人的交流によって、お互いに、子どもたちの指導観とか評価観とかの共有を図ったり、授業の改善や、どういうふうに進めるかといったようなことで、学力の向上が図れるのではないかということもちらっとお聞きしていますが、この先生たちの交流ですね、以前、教育長に伺ったときに、江別の教員研修所のほうに若い先生を送っているというふうに聞いていたのですけれども、逆に今、何か若い先生たちが羅臼に学びに来るといふようなことを言っているのをちらっと聞いたのですけれども、その辺について、教育長、見解を教えてください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 御指摘のとおり、現在、羅臼町では、子どもたちの成長、発達ということの連続というような意識とあわせて、やはり先生方には、よりよい研修の場を身近に提供していきたいと、そのことが子どもたちの将来的な学力の向上、それらに直接つながってくるという思いでございまして、現在、フリープラン研修というのを、前期と後期、前期は夏休み期間中、後期は冬休み期間中ということで、それぞれ3日間の予定で実施をさせていただいております。従前は札幌の道立教育研究所に派遣しておりましたけれども、参加人数をふやしたいということと、効率的かつ効果的な推進をしてまいりたいということで、道立研究所をお願いいたしまして、本町で開催をさせていただいております。昨年度の先生方の参加率につきましては、羅臼町の先生方、71%の先生方が参加をさせていただいております。本年度につきましても、現在、この7月の末から実施する予定になっておりますけれども、ほぼ同数の先生方の参加が期待されているところございまして、研修をするなら羅臼というようなことも含めまして、各地区の校長先生方から、2校目の先生で出したいという意向も承っております。そういう形で、先生方の質の向上という部分では、羅臼町、非常に今、専門の研究機関と連携をしながら進めさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 非常にいいことをされているというふうに私は思います。去年でしたかの質問で、全国学力テストが北海道は低位だと、全国レベルで下から2番目だったと、たしか、北海道のほうはですね。その中でも、根室管内は成績が悪いということで、いろいろ関係者なんかとも話しまして、何とか学力の向上を図ればいいなということで、そのときも、教育委員会、教育長のほうで、いわゆる学力だけの問題でないと、家庭教育がやっぱり大きな弊害になっているというようなことも、たしか、お聞きしましたので、もろもろ、今、6・3制が、小中一貫校を核にして、いろいろ、子どもたちだけではなく、先生たちも、いろいろ、何というのでしょうか、前向きにやっているということが

いい結果に私は出るのではないかなというふうに思います。今後、一貫教育によって子どもたちの健全な精神と学力向上のために頑張っていたきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島君の質問は終わりました。

ここで、午前11時15分まで休憩します。11時15分再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番湊屋稔君に許します。

○1番（湊屋 稔君） 通告に従いまして、2件4点について町長及び教育長のお考えをお伺いいたします。

まずは新町立中学校についてですけれども、先日、町立中学校建設計画のスケジュール及び概要が発表され、報告をいただきました。完成時期については、当初より早くなるということで、現在の老朽化した校舎の状況を見ると大変喜ばしいことでもあります。町長初め関係者の努力には一定の評価ができるものと考えております。建設に向けてのスケジュールについては、既に行われた耐力度調査、そして、今後行われていくハード面事業は着々と進んでいくものと思われれます。今回は、建物そのものの質問についてはいたしません。新中学校が次世代を担っていく中学生にとって、素晴らしい環境で勉学やスポーツや団体生活を過ごしていけるような、また、卒業後も思い出に残る自慢の中学校がプロポーザルによって公正に決まっていくことを望んでおります。

さて、新中学校のソフト面について以下の質問をいたします。

一つ目として、先日、広報で配られておりましたが、町民アンケート調査、その状況はどうでしょうか。差し支えなければですが、どのようなアンケート内容が町民より寄せられているかを教えていただけないでしょうか。

2点目に、先日配られたスケジュールでは、平成27年2月上旬までに新中学校の名称、校章、校歌を選考とあります。先日、選考委員の募集もしておりましたが、選考委員ということは、何らかのモデル、すなわち、既に何点かの候補があり、その中から選ぶということなのでしょうか。もしくは、全く白紙の状態から協議していくのか、選考委員会はどうのようなものなのかお聞きいたします。また、町長、教育長は、新中学校の顔とも言える名称、校章、校歌について、どのようなイメージをお持ちかお聞きしたいと思います。

2件目の質問です。ふるさと納税についてですが、2008年4月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律によって導入された、いわゆるふるさと納税ですが、消費

税増税を機に、最近は節税対策ということもあり、メディアでも取り上げられ話題になっております。そこで、このふるさと納税について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

1点目として、羅臼町では特産品の送付などの、いわゆる特典はなく、指定寄附としてホームページ上で紹介をしておりますが、現在までにこの制度を利用し、ふるさと納税での寄附金はどのくらいあるのでしょうか。

2点目に、羅臼町がふるさと納税での特産品の送付などの特典を行っていない理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上、通告に従い質問席からの質問とさせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 湊屋議員により2件の御質問いただきました。

1件目の新中学校について2点の御質問であります。

1点目は、現在行われている町民アンケートの状況に関する御質問であります。既に御案内のとおり、今年度、基本設計を行うこととしていることから、計画への反映を視野に、新しい中学校建設に関して、児童、生徒、保護者を初め、町民各位から御提案や御意見を伺うべく、アンケートを実施したところであります。アンケートにつきましては、去る5月26日、町政だよりで全戸に周知したほか、小学校4年生以上の児童、生徒と幼稚園から高校の保護者については、各園、学校を通じて直接アンケート用紙を配付させていただきました。現在、町内各所にアンケートの回収ボックスを設置していますが、回答期限を6月25日までとしているため、こちらに投函されている状況はまだ確認してございません。なお、町ホームページ、QRコードからの回答も受け付けており、こちらは現在まで2件の回答が寄せられております。内容は、適度な温度と湿度を保てる体育館を建設してほしい、サッカーゴールの設置、バスケットコートやテニスコートなどのスポーツ施設を充実させてほしい、羅臼小学校のように多目的ホールのような場所をつくって一般開放にもつなげてほしいというものであります。

2点目は、新中学校の校名、校章、校歌の選考委員会の役割と、校名、校章、校歌についてどのようなイメージを持っているかとの御質問であります。これまで、中学校建設に関して私の考え方を述べさせていただいておりますが、現2校を廃校とし、新たな中学校1校を設置するとの思いから、校名、校章、校歌等についても新たにすることとしております。その中であって、校章、校歌を決めるには、まずは校名の決定を急ぐ必要があると考えるところであり、選考の公正、公明性を確保することを目的に、先般、校名等の選考委員会を設置して作業を進めることといたしました。選考委員につきましては、町内の校長会、教頭会、PTA連合会、連合町内会から、それぞれ2名の選出をお願いいたしました。このほか、一般町民の方からも3名程度を公募したところであります。新しい校名については、公募する方向で考えておりますが、校章、校歌については、例えば、公募をするのか、あるいは、その道にたけた方に直接依頼するのかといった、選考の方法の検討

や、候補として寄せられた校名等の絞り込みなどを、選考委員会の役割としてお願いすることとしております。なお、この選考委員会で全て決定してしまうということではなく、作業の過程で、児童、生徒はもちろんのこと、保護者を初め町民の方々からも、アンケートなどにより御意見を伺う機会を設けることも想定しております。

いずれにいたしましても、我がまち唯一の中学校となるわけでありますので、子どもたちが誇りを持てる、この地にふさわしい校名、校章、校歌をイメージするところであり、末長く子どもたちや町民に愛され、親しまれるものにしたいと思っておりますので、制定に当たりましては、議員各位の人脈や情報の御提供も含め、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2件目の、ふるさと納税について2点の御質問をいただきました。関連がありますのでまとめてお答えいたします。当町では、御案内のとおり、知床・羅臼まちづくり基金を実施しておりますが、これは寄附による投票条例と呼ばれ、自治体が個性あるまちづくりを進めるために、数種類の政策メニューである具体的な事業や事業額を設定し、地元住民ばかりではなく全国の個人や企業から寄附を募り、寄附という新たな財源を確保して事業を実施する仕組みであります。寄附する方が、政策をみずからの考えで選択することができるため、個別政策の賛否を問う住民投票に似ていることから、寄附による投票条例と名づけられております。

この寄附による投票条例をもとに、平成17年度に「知床・羅臼まちづくり寄附条例」を制定し、事業メニューを、知床の自然保護・保全事業、医療・保健・福祉のまちづくり事業、北方領土返還運動事業の三つを設定しスタートしており、平成24年度に中学校改築事業のメニューを追加したところであります。

平成20年度に地方税法の一部を改正する法律が制定され、全国の各自治体がふるさと納税制度を導入し、寄附をされた方に特産品などの特典でPRする自治体がふえてきておりますが、内容的には同じような制度であります。当町では、「まちづくり寄附条例」を実施し、既に9年が経過しており、多くの個人や団体から善意の寄附をいただいております。今後も特典に関係なく、純粋に羅臼のまちに思いを寄せてくれる方々の気持ちを大切にしたいと思いますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、これまでの寄附金につきましては、5月発行の広報誌に掲載させていただきましたが、平成26年3月末時点の累計は、知床の自然保護・保全事業80件、2,633万9,407円、医療・保健・福祉のまちづくり事業284件、1億4,203万6,975円、北方領土返還運動事業33件、767万9,000円、中学校改築事業28件、1,870万6,139円、指定なし3件、3万円で、合計428件、1億9,479万1,521円となっておりますが、既に診療所建設事業等で基金を取り崩して使用させていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 町長からお答えをいただきました。まずは中学校のことですけれども、アンケート調査を行っているということで、確かに、今、まだ、現在、締め切り前ですから、確認をしていないという、そんなのかなと思います。アンケートの内容については、どちらかという、あの内容、広報で見ると、ハード面であったり、そういったところの、どんな建物がいいですかとか、そういうような質問だったように思います。ですから、スポーツの関係ですとか体育館の関係、それから湿度だとかどうだとか、そういうようなお答えがあるのだと思います。一般開放、これについても、前々からお聞きしている分には、一般開放も含めて今の小学校、ゆうゆう館ですか、そのような形も含めて検討していくというお答えも伺っていますし、防災設備というか防災施設の併設ということも検討しているのだということでお伺いしておりますので、アンケート状況については、また結果が出ましたら、お知らせ願えればなというふうに思います。

実は、選考委員の、選考委員会の件について今回お聞きしたので、お答えを聞いた中では、多少安心したといいますか、よくあることで、例えば落とすどころがあって、こういう形で進んでいきたいというところに選考委員を入れて、こういう候補があるのですけれども、どれにしましょうかという、いわゆる本当の選考ですね、選ぶというやり方、これであっては、なかなか町民の意見であったり生徒の意見であったりというものが反映されないのではないかなというふうに感じていました。今回、今の町長のお話を伺いますと、まず、どういうものを選考委員会の中で話し合っただけで決めていくのか、それから、どういうふうなものにしていくのかという、全く白紙のところから、そういう選考委員会の中で決めていくのだというふうに僕はそういうふうに関心はありましたけれども、それであれば町民の意見であったり選考委員の意見が反映されるというふうになるのではないかなというふうに思っておりますので、安心したところです。

例えば名称なんかもそうですけれども、やはり名称の持つイメージというのは非常に大きなものになりますし、それをまず先に決めていきたいと、その後、校章であったり校歌であったりということで、いろいろ、ちょっと僕もそういう意味では心配だったので、いろいろな事例をちょっと調べてみました。全国的には、例えば教育行政、教育委員会なのか、その自治体なのか、そういったところが選考して決めていくというパターンが非常に多いですね。ほとんどのところが、なかなか、町民の意見を吸い上げて決まってしまうという形ではなくて、やっている、一番多いのは、校歌の歌詞を公募して、その1小節ずつを組み合わせて、あとは、何かわからない、聞いたこともないような、文科省の推薦するような人なのか、わからないような人がそれに曲をつけて歌われるという、そんなような例がほとんどだったのです。そうすると、これから50年、100年、多分、校名、校章、校歌なんていうのは、中学校が存在する限り、羅臼町が存在する限り、ずっと受け継がれていくものであって、非常に大事なものだと考えていますので、そういったものを安易に、安易にという言い方はどうかかわからないですけれども、簡単に決めてしまっているのかなと。やはりこの年になっても、中学校のときの校歌、小学校のときの校歌、同窓会

があると歌ったりもしますし、忘れていたものがあるけれども、そういった、一生自分の気持ちの中について回るといえるか、思い出として残っていくものである、そういう意味では、これからの子どもたちのために、それがやっぱり誇りに思えるようなものにしてほしい。そういう意味では、やはり先ほど町長おっしゃっていましたが、いろいろな方、例えば思いのあるものをつくっていただける方をお願いすることも含めて、いろいろ検討していくのだということで、最近は羅臼町もいろいろな方とおつき合いもあろうかと思えます、それから、過去にもいろいろな方々とおつき合いされているし、そういった方なんか候補に入っているのかなと思えますし、今後、そういった方のお力なりをおかりして、例えば、著名人なんかにつくってもらったという例が、最近では道立の登別明日中学校なんていうのは、北海道にゆかりのある歌手の方につくっていただいた、これは町立の長沼中学校もそうですよね。そういったところで、明日中学校は新設校だったのですかね。だから、そこに校歌を頼んだからではないのかもしれないけれども、平成8年なんかは3倍ぐらいの人が応募という、町外から人が集まってくるというような、定員80名のところに240名近い方が応募してきているのですよね、入学応募。これは話に聞くと、伊達だとか、そういうところから通ったり、それから、宿舎に入って、その学校に行きたいのだというような生徒が非常に多い。平成25年度でも約2倍、80名のところに160名、それが校歌がそうだからというわけではないのかもしれないけれども、やっぱりその校章なり校歌の持つイメージというのは、非常に子どもたちに与える影響というのが大きいと思っています。そういう意味で、今、町長がお答えいただいたそういった形、白紙の状態から町民の意見をなるべく吸い上げる形の中で、より効果的にといいますか、生徒たちにとって一生大事にしていかなければいけない、このまちにとってもそうですけれども、そういったものですので、しっかり協議をして、そういったすばらしいものになっていければというふうに思います。校章なんか、やっぱりマーク、顔ですよ。そういう意味では、非常にあると思います。例えば、最近、この羅臼町のマーク、バッジなんかありますよね、町民に聞くと、これが町章だと思っている人が結構たくさんいる。それぐらいやっぱり浸透しているということなのですよ。つくって、実は、結構、シールなんかもつくっていますよね、そういったものも結構売っていたり、町外の人を買っていくのですよね、このバッジなんか欲しがるといえる。そういったこともありますので、ぜひその辺、吟味していただきたいというふうに思っております。

僕の思っていた答えをいただいておりますので、あえて再質問という形にはなりませんけれども、ぜひ、今おっしゃったこと、それを実現して、素晴らしいものにしていただきたいという願いをしたいと思います。

2点目のふるさと納税についてです。町長からお答えいただいて、羅臼町としては指定寄附という中で現在まで行っているのだと言っておりました。僕が聞いたかったのは、そういう指定寄附という全体の中で、町民からも、いろいろな方からも、平成17年から行っているけれども、1億9,000万円というお答えがありましたけれども、総体

で、このふるさと納税という制度でホームページに出していますよね。ふるさと納税で町外の方にそれを利用する、ふるさと納税、例えば2,000円というものの中で、町外の方が納税として行う、寄附ではなくて納税として行った金額というのはどれくらいあるのですか、それをお聞きします。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） ことしの確定申告の段階のデータが出てきていますので、お答えいたします。

都道府県、要するに、羅臼町のほうに寄附された方、全部で6名いらっしゃいます。寄附をされた方が6名いて、羅臼町にはそのうち4名です。額的には、羅臼町については442万円という形になっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 4名で442万円ということは、1人100万円平均になってしまうのですけれども、これは、ふるさと納税という制度を利用して寄附をされたということですか。寄附というか、ふるさと納税、自分に還元される分、例えば確定申告のときに控除されるわけですよね、そういう制度を利用して寄附をしたということですか、4名の方が。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 結構多額な、4名で400万円という、結構な大きな金額なのだなと思って今、ただ、実際には4名ということなので、実は、ふるさと納税、確かに、僕も最初は、余りその制度自体を把握していなかったというか、何となくそういうのがあって、ただそれに翻弄されてはいけないなと思いつつずっといたのですよ。ただ、いろいろな市町村、全国各地で、それからメディアでもいろいろなことで取りざたされるようになってから、ちょっと待てよと、これのデメリットってどこなのだろうと考え出したら、単純に言うと、1万円寄附して何らかの特典が、僕が東京の人間だとして、羅臼町に1万円納税しますと、寄附しますということになったら、何らかの、例えば3,000円相当なのか5,000円相当なのか、特典がついて送らさってくるわけですよね。そのうち、その分が2,000円ですか。残りの8,000円分というか、それが確定申告なりそういう申告のときに減免されるというか、そういう制度なわけです。だから、そうなると、どうなのだろうと。例えば、それをやるほうだって、それなりの特典があってメリットがあって、寄附をするという、指定寄附で、ただ使ってくださいと言って100万円平均とか出してくれる人はいいのですけれども、そうではない1万円だったり、その程度だったら、逆に、これはどうなのかわからないです、商品に魅力があってやる人もいるし、羅臼町に何かつながりがあって、だったら羅臼町に寄附しましょうか、その見返りとして特典

がもらえるならそんな嬉しいことないよねという人もいるかもしれない。そういう中で考えると、そして、羅臼町にとっては思ってもいない寄附が入るわけですよね。実はそういうふうに考えると、何か、そんなデメリットというところがどこにあるのだろうかというふうに関心を持って、例えば上士幌町、人口4,900人ぐらいです。このまちは、そういうふるさと納税をやること、やってくれた方々に、特典として牛肉を与えています。何十種類もあるのです、ページを見ると。たくさんの種類があって、その中から選べるようになっています。なおかつ、その寄附もカードで決済できるようになっているのです。そこまでホームページ上でできるようになっていて、実は、平成25年度、去年1年間で2億4,300万円以上の、そういったふるさと納税、町外から、そのふるさと納税だけですよ、そういった寄附があって、これ、1万3,278件です。2億4,000万円です、4,900人のまちで。確かにホームページ見ると、すばらしいホームページだったりするので。その分、例えばこれが、1件、1万3,000人の人たちから幾らもらったというのは個々にはわからないけれども、2億4,300万円の中に特典を返すわけですから、当然その中には経費というものが含まれる。だけれども、特産品なのです。そういうふうにと考えると、例えば、その肉は地元の方々がつくって、5,000円相当のものをつくるけれども、実際にはそこにはちゃんと利益というものが発生しているので、産業振興になっているということなのです。それが、3,000円でまちが仕入れたとします。それを5,000円相当のものを3,000円で仕入れた、そこに2,000円、それから3,000円のものを出すよといっても、農家の方々は、その原価というのは多分もっと安い、その原価が農家の人の利益になっている。そう考えると、ふるさと納税って産業振興にもなるのだというふうに思うのですけれども、その辺どういうふうに見ていますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ふるさと納税制度ができてから、時間が、今、経過している中で、いろいろと皆さん、知恵を絞りながら、そういう特産品を見返りにという形の中でもって送るというふうになってきているということが、北海道内でも、全体の、市も含めると、たしか3分の1くらい、そういう自治体がふえているというふうに思っています。もともとというか、私どものやっている、先ほど申し上げました、政策を限定した中でというのは、地域を応援したいという気持ちがまずそこに一つあると、羅臼町を応援したいのだというところで、その応援の中に、こういうメニューに対して、では寄附しましょうというのが、これはまた、ふるさと納税と違う意味合いを持つのかなというふうに思います。今、ふるさと納税がそういう形になっていくとするならば、特産品をつけるという形になれば。私どものほうとしては、これはこれとして、今後も、そういう趣旨はこのまま持ち続けていきたいというふうに思っています。ただ、今、湊屋議員おっしゃる、ふるさと納税に対する、そういう特産品ということで産業振興もつながる、また一方では、町の財政的な支援にもつながるということであれば、これは、ある意味では、では、マイナス

は何なのだという事になれば、そうではない、プラスのほうが多いのかなということもございまして、我がまちのふるさと納税ということ、先般、安倍総理も、ふるさと納税の延長線上のそういう支援をするというようなことも検討しているようでありますから、その辺の検討をした結果も踏まえながら、どういう形で応援してもらえるのかということも踏まえながら、羅臼町として、今のこの基金条例はこのまま存続する中であって、ふるさと納税はまた別個に、どうすべきかは考えていきたいというふうに思っているところであります。いろいろと、同じ寄附をしても、金額の多い少ないというようなことで、いろいろあるようでありますから、どういう形がいいのか検討してみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 検討いただくということなのですが、実は、やってくださいと言いたいぐらいのものです。今、町長がおっしゃいました安倍内閣の話、先日も新聞にもちらっと載っていましたが、PRに努める自治体に対しては、商品開発のこと、市場調査のことについて財政支援するのだというような話も出ておりますし、また、生産者に対しても融資面で優遇したい、ブランドを守るノウハウを提供するのだということも秋までに何とかしていきたいという話ですから、何か名物応援本部とかいう感じの名前になっているみたいですが、そういう話まで出てきている。僕は、今、それを見据えてからやりますということではなくて、それはどんなものなのか見据えてから着手しますということではなくて、やはりそれ以前にしっかり羅臼町としてのやり方とか羅臼町としての形をつくって、それに合わせていくというような形で、できれば、これは生産者にとってもそうだし、それから加工業者さん、それから商品を提供する側、本当に全体の中で、先ほどから人口減の話でも出てきました、やっぱり地場産業をどうやって活発にしていけるか、例えばもっと言うと、6次産業化の話までしているのです、そうすると、生産者もそこに参画をしていくチャンスになる、起業化のチャンスにもなり得るかもしれない。ただ、それは、そこをやる人たちの本当の意気込みだと思いますけれども、やはりほかでいろいろ今回の質問に関して全国の見させてもらいましたけれども、やっぱり担当のホームページつくってPRする人なのか、それが職員なのか何なのかよくわからないけれども、それなりにすばらしいPR方法でやっていますし、同じ肉でも、売れない肉は全く売れない、だけれども、売れる肉はそれなりにおいしそうに見せている。だから、そういうことをやれるチャンスがそこにあるわけですから、ましてや、お金払うほうだって得するという話ですからね、納税してくれる人たち、全国から、そういうことで言うと、これは早目に着手したほうがいいのではないかなと、僕はそう思っています。ただ、行うに当たって、例えば、もう行うとすれば、ここはやっぱりビジネス感覚が必要だと思えます。そういった感覚を持ち合わせている市町村のそういうホームページであったり、窓口であったりするところというのは、それなりになっているように見受けられます。ですか

ら、もしやるとすれば、そういう感覚をお持ちになって進めていただきたいというふうに思いますし、生産者も喜ぶ、加工業者もそれに参画して物が動けば、それなりの、これは送るということですから、流通業者だって助かる。そして、羅臼町の特産品が全国にもし渡るとすれば、それは羅臼町のPR、イメージアップにもつながる、ブランドとしての、これは今、組合も、昆布だとか、いろいろな魚のことで一生懸命やっているし、組合とタイアップしてやったっていいじゃないかと僕なんか思うのですね。実際には半分ぐらいなのかどれぐらいなのか、納税者がふえて納税額が上がるわけですよ。上士幌町とまではいなくても、でも、上士幌町、半分経費として使ったって1億2,000万円ですよ。それが税金として、税収として入るわけですね。そうしたら、1億2,000円の税収として入るのだったら、そういう感覚持ち合わせた人を特別に雇ったって、それはまちとしての利益としてはすごいじゃないですかと、僕なんか単純にそう思うのですが、けれども、それを、様子見をしてね、周りを見て、実は標津町だとか、この周りも余りやっていないのですね。でも、羅臼町って、すごくブランド力としてはあると思っています。ホッケがとれなくて、ことしは大変な思いをしていますけれども、ブランド力としては日本中に知れ渡った、羅臼という、魚のまちとしての羅臼はあると思うので、これは、やりようによっては大きく化けるものではないかなと僕は思っているのです、ぜひ早急に検討してやっていってもらいたいなというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今のこのふるさと納税と特産品という部分について、もともと、ふるさと納税をスタートした段階での法律的な趣旨としては、特産品まで想定していなかったと思うのですね、見返りは。そこのまちを応援したいと、あるいは、羅臼町から出た出身者が、地元を、自分の出身地を応援したいという気持ちの中から生まれた制度であるというふうに思っています。それが、今こういう形でもって変化してきているということです。したがって、その時代の変化に応じた形の中で、もちろんそれはやっていかなければならないことであろうと。と同時に、我がまちが今やっている部分については、純粋に羅臼を応援したいという気持ちがそこに積極的にあらわれているのだというふうに思います。特産品の場合は、今言ったように、全国にこうやって広がっていくとするならば、同じ1万円を寄附するのであれば、羅臼町よりほかのまちのほうがいいよねと、見て、何が特産品としてあるのかとインターネットで調べて、同じ1万円寄附するのであれば、羅臼というよりは別なところ応援したほうがいいのかという、そういった羅臼を応援するという気持ちでない部分のほうがそこに働くのだろうというふうに思っています。そのことも含めながら、今、湊屋議員おっしゃる部分については十分私も理解をしておりますし、その方向で行くとするならば、当然、今の我がまちでやっているこの制度自体も含めて検討しなければならないと。今のは今のままで行って、特産品を全くつかせませんよと、ただ、いただきっ放しですよと、それが果たしていいのかどうかということも含めながら、検討させていただきたいと思っていますところでもあります。決して後ろ向きになってい

るわけではありません。できれば実施する方向で検討したいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） わかりました。町長のおっしゃっていることはよくわかります。思いがあるという部分で言うと、やはり思いのある人が羅臼町に対して寄附をいただくという、そこは、その思いというのは大事にしなければならないと、僕もそう思っています。ですから、それはやりようによっては、いろいろなやり方があるのではないかなというふうに思っています。思いがないのに、その品物だけ欲しくて寄附してくる人がいるのではないか、多分ほとんどの人そうだと思いますよ。全国でやられているの、ほとんどそうです。牛肉が、寄附して2,000円という金額です。2,000円で5,000円ぐらいの何か和牛が届くから、それが欲しい。多分、今、ふるさと納税そういうのでやっている方のほとんどはそうだと思います。夕張メロンもそうだし、2,000円で夕張メロンが送らさってくる。それが羅臼に置きかえた場合に、羅臼の魚のセットがとか、そういうものが2,000円で手に入るんだ。多分、ほとんどの人そうだと思います。だから、そこは割り切って考えたほうがいい。だから、地域振興だとかそういったところにメリットがあるとすれば、やはり商品を動かす、そこには必ずお金が動くのだ、その思いの部分と、地域振興として、なおかつ納税額を上げるという考え方で割り切って考えていかないと、なかなかこれは難しいかなと。その思いがない人は受け付けませんということではなくて、ただ、それを食べてくれた人が羅臼町に対する思いを持っていただくチャンスにもなるかもしれないと僕は思っています。羅臼のホッケは食べたことないけれども、どうせなら一回ちょっとこんなので、2,000円で手に入るなら食べてみようかと、そのホッケ食べて、羅臼の魚ってこんなにおいしいんだねと思ってくれたらそれでいいじゃないですかと、それによって、このまちで魚の商品が動いていく、そういうものが、そういう人に届いていくというふうに考えていけば、いろいろ、割り切ってというわけではないけれども、そういう方法もあるのではないかなというふうに思います。今、町長は、実施する方向で検討していきたいということをおっしゃっていただきましたので、ぜひこれが検討され実施されて、なおかつ羅臼町が、全国の中で人気のまちだと言われるような取り組みにしていいただければというふうに思っています。それを最後をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） これで、湊屋君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。1時再開します。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第5号繰越明許費繰越計算書について、また、この後予定されております議案第26号から議案第30号までの5件につきましては、それぞれ、副町長以下、担当職員をして説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第5号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

2ページをお願いいたします。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

第1回定例会におきまして議決をいただきました、ウニ種苗センター災害復旧事業117万2,000円の補正予算の繰越明許費に係る経費につきましては、繰越計算書のとおり繰り越しいたしましたので報告するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第26号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第26号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正

予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第26号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,511万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,650万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金103万円を追加し、1億7,046万円。2項国庫補助金103万円を追加し、5,112万7,000円。

16款1項寄附金100万円を追加し、111万円。

18款1項繰越金1,058万7,000円を追加し、1,169万6,000円。

19款諸収入250万円を追加し、3,517万4,000円。4項雑入250万円を追加し、3,421万1,000円。

歳入合計、1,511万7,000円を追加し、37億7,650万8,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費1,350万円を追加し、7億9,566万6,000円。1項総務管理費1,350万円を追加し、7億6,532万1,000円。

3款民生費103万円を追加し、4億3,962万5,000円。2項児童福祉費103万円を追加し、9,938万4,000円。

8款教育費58万7,000円を追加し、3億4,025万3,000円。4項幼稚園費58万7,000円を追加し、1,944万5,000円。

歳出合計、1,511万7,000円を追加し、37億7,650万8,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金103万円の追加でございます。子育て世帯臨時特例交付金の補助金でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金100万円の追加でございます。1件の善意による寄附の採納があつて受納するものでございます。

18款1項1目繰越金1,058万7,000円。補正財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入250万円の追加につきましては、海岸町コミュニティセンターに係る備品整備に対する助成の交付決定になったものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,100万円の追加でございます。1点目につきましては、地域医療再生に特に功績のあつた医師に対する功労報奨金として1,000万円の計上でございます。積立金につきましては、知床・羅臼まちづくり寄附金でございます。1件、中学校建設資金に善意の寄附があつたものでございます。7目自治振興費250万円の追加につきましては、設計中であります海岸町コミュニティセンターの備品購入に対しまして、コミュニティ助成の交付決定をいただいたものでございまして、主な備品としては、机、いす、発電機等でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童措置費103万円の追加でございます。子育てに対する臨時特例交付金でございます。本年4月から消費税率8%へ引き上げられましたが、子育て世帯の影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から臨時給付措置をされるものでございまして、全額、国庫補助金でございます。96人の対象者でございます。

8款教育費4項幼稚園費1目幼稚園管理費58万7,000円の追加でございます。新規採用幼稚園の教諭3名採用されましたが、これに係る研修の受講費用でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第26号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第27号 財産の取得について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第27号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 10ページをお願いいたします。
議案第27号財産の取得について。
次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、さきの第1回定例会において議決いただいた給食センター管理運営費に計上の厨房部品の入れかえに係るもので、去る5月22日入札の結果、3社からの入札があつて、議案に記載の業者に決定したものでございます。

取得の物件は、給食センター厨房備品一式。

取得の目的、給食センターにおける調理及び食器等洗浄機器老朽化のため。

取得価格は、1,904万400円。

契約の相手方は、北海道札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号、日本調理器株式会社北海道支店支店長松葉浩文でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第27号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○**税務財政課長（高橋力也君）** 議案の11ページをお願いいたします。

議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、海岸町辺地及び岬町辺地に係る総合整備計画の内容を別紙のとおり策定するものでございます。

今回につきましては、当初予算に計上していた2件の整備について、辺地債適用を予定しており、辺地総合整備計画書に対して議会の承認が必要となったことから今回の上程となったものでございます。

それでは、2件について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

1、辺地の概況として、辺地を構成する名称は目梨郡羅臼町海岸町、地域の中心として、海岸町65番地、辺地度点数として117点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情として、海岸町地区には、昭和38年、昭和53年に建設された福祉館があるが、老朽化が著しく、建物の一部が破損し、撤去及び修繕を余儀なくされており、使用が困難である。よって、福祉館を新築し、住民の学習、交流、スポーツ・レクリエーション活動等の推進を図るものでございます。

3、公共的施設の整備計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間のうちに整備することとなっております。施設名として、その他の集会施設で海岸町福祉館、事業主体は羅臼町、事業費は8,616万4,000円、財源内訳は一般財源で、そのうち辺地対策事業債の予定額が7,590万円となるものでございます。

次に、13ページをお願いします。

1、辺地の概況として、辺地を構成する名称は、目梨郡羅臼町岬町、地域の中心として、岬町228番地、辺地度点数として202点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情として、羅臼消防団第4分団に平成4年度に配備された小型動力ポンプ付積載車は、塩害等の影響から劣化が著しく、修繕等を繰り返して使用してきましたが、いつ故障してもおかしくない状況で、火災等の災害活動に支障を来すおそれがあります。よって、小型動力ポンプ付積載車を更新し、安心、安全なまちづくりを図るものでございます。

3、公共的施設の整備計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間のうちに整備することとなっております。施設名として、消防施設で小型動力ポンプ付積載車、事業主体は、根室北部消防事務組合、事業費は1,288万7,000円、財源内訳は、一般財源で、そのうち辺地対策事業債の予定額が1,150万円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**議長（村山修一君）** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（村山修一君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 28 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 28 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 29 号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（村山修一君） 日程第 10 議案第 29 号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 14 ページをお願いします。

議案第 29 号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を、別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、今後活用を予定しております 3 事業の追加であります。詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の 1 ページをお開きください。

左上に変更内容を記載しております。1 ページの変更 1 は、給食センター備品更新事業及び羅臼小学校体育館屋根改修事業の追加でございます。表右側の変更後の朱書きの箇所が増加する事業でありまして、事業名の（1）の学校教育関連施設の中に給食施設、事業内容に給食センターの備品更新事業の追加であります。次に、事業名に（4）の過疎地域自立促進特別事業、事業内容に羅臼小学校体育館屋根改修事業の追加であります。

2 ページをお願いします。

2 ページの変更には、事業名、地域文化振興施設に松法川北岸遺跡資料活用事業を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第29号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(村山修一君) 日程第11 議案第30号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 15ページをお願いいたします。

議案第30号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

このたびの規約の変更につきましては、新規に加入する団体並びに脱退する団体が生じたことから変更するものであります。内容であります。千歳市、北広島市、由仁町、南幌町、長沼町で構成する道央廃棄物処理組合が新たに加入すること、赤平市が滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入したことに伴い、単独組織として脱退すること、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散し、脱退したこと、また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立、加入したことに伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の一部を変更するため、議会の承認を求めるものであります。

改正条文につきましては記載のとおりでありまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第30号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第4号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第12 発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月13日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく高村和史、同じく湊屋稔。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。記。

手話が音声言語とした対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第13 発議第5号 「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第5号「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第5号「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月13日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員高島譲二、同湊屋稔。

「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書。

最近の北海道経済は、全体として持ち直しの動きが続いているが、地域においては、実感できる状況に至っていない。

また、高齢化や人口減少といった構造上の課題に加え、先行き不透明な1次産業、電気料金値上げ、消費税率のアップといった新たな課題への対応が、引き続き求められている。

このような情勢下において、道内の企業数約17万社のうち9割近くを占める小規模企業は、地域の経済と雇用、そして商店街を初めとする住民の生活基盤・コミュニティの維持のためには欠くことのできない存在であるが、一方で、小規模企業は、その商圏及び取り扱う商品やサービスなどが限定されていることから、自らを取り巻く経済社会情勢の影響を受けやすいといった問題も抱えており、こうした小規模企業が安定的な経営を維持できなければ、地域で進行する企業や人口の減少を初め、雇用機会の減少など、地域経済の疲弊に歯どめがかからなくなる。

このような現状を踏まえ、昨年6月、第183回通常国会において、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する法律」が成立し、小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、中小企業基本法第3条の基本理念において、小規模企業が地域経済の安定と社会経済の発展に寄与するという重要な意義を有すると規定するとともに、同法第8条に中小企業に対する中小企業施策の方針に関する規定を設けて、小規模企業の活性化に資する施策を講ずる旨を定めた。

しかしながら、同法が、資本金3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を中小企業施策の対象としている現状を踏まえると、単なる中小企業基本法による小規模企業への理念、配慮規定にとどまらず、個人事業主から従業員20人以下などの小規模企業の振興に特化した新法の制定が必要不可欠であると考えられる。

よって、国においては、小規模企業の「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の継続的発展」を基本理念とする「小規模企業振興基本法」を早期に制定するとともに、基本理念を実現するための施策を構築し、小規模企業の円滑かつ着実な事業の経営を適切に支援するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月13日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第5号「小規模企業振興基本法」の制定等に関する意見

書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第14 発議第6号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第14 発議第6号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第6号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年6月13日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義。

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書。

5月22日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的なとりまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映にあたり、下記のとおり要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

平成26年6月13日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第6号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(村山修一君) 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第16 議員派遣の件

○議長(村山修一君) 日程第16 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元の配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第31号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第31号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第1 議案第31号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第31号でございます。本議案につきましては、今定例会の招集後に北海道より緊急雇用創出推進事業の交付内示をいただきまして、早急に事業を推進を図っていく必要があることから、追加の提案をさせていただくものでございます。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,943万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款道支出金292万3,000円を追加し、1億1,414万円。2項道補助金292万3,000円を追加し、3,883万9,000円。

歳入合計 292万3,000円を追加し、37億7,943万1,000円となるものでございます。

歳出でございます。

6款1項商工費 292万3,000円を追加し、8,794万8,000円。

歳出合計 292万3,000円を追加し、37億7,943万1,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

歳入。

14款道支出金2項道補助金5目商工費道補助金 292万3,000円の追加でございます。緊急雇用創出事業補助金でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款1項商工費2目商工振興費 292万3,000円の追加でございます。委託料でございますが、本事業は、高齢者の健康指導の充実強化を図る目的から、専任の職員を雇用し健康の維持を促進するものでございまして、今後の就労支援にもつなげていくものでございます。本事業につきましては、スポーツクラブらに委託し、事業の拡大につなげていくものでございます。委託期間につきましては、7月から3月末日までとなっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第31号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 1時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員